

ラベリング理論の視座構造

村 上 直 之

The Aspect-Structure of Labelling Theory

Naoyuki Murakami

1. 60年代の認識論的危機

1960年代以降、70年代後半の今日にいたるまで、アメリカ社会学とりわけ犯罪・非行・背徳行為・異常行動・狂気等、一般に逸脱行為と呼ばれる問題領域（あるいは社会問題）に関心をいだけ社会学理論は、これまでにない大きな視座転換を経験しつつある。H. S. Becker をはじめとして、K. T. Erikson, J. I. Kitsuse, N. Polsky, D. Matza, A. J. Reiss, Jr. 等、60年代初期に「社会問題研究協会 (SSSP)」の若いメンバーであった研究者、そしてさらにE. M. Lemert, E. M. Schur, T. J. Scheff, E. Goffman 等によって展開された逸脱問題へのパースペクティブがもたらした変革がそれである。これらの社会学者たちの理論的立場は、一括して「ラベリング学派」（あるいはインタラクショニスト、社会的反作用分析派、社会統制論者）と名づけられているが、そのパースペクティブを端的に表明したマニフェストとして、Becker の次の言葉は特に有名である。

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテル (label) を貼ることによって、逸脱を生み出すのである。この観点からすれば、逸脱とは人間の行為の性質ではなくして、むしろ、他者によってこの規則と制裁とが『違反者』に適用された結果なのである。逸脱者とは首尾よくこのレッテルを貼られた人間のことであり、また逸脱行動とは人びとによってこのレッテルを貼られた行動のことである。」¹⁾

ラベリング理論 (labelling theory) はこのように、逸脱が行為 (者) の内的属性ではなく、不法な行動にかかわっていると告発された人びとと、その告発を行なう人びととの間の相互行為自体にひそむ性質であるとの観点から、逸脱現象研究のテーマとして権力と利害関係を背景にした集団規則の成立過程、その規則への違反行動に対する社会的反作用過程を包括しつつ、違反者が自己の逸脱的アイデンティティを形成する過程を継時的モデル (sequential model) によって理解しようとする。こうしたアプローチから導かれる特徴点として、規則違反という「第一次逸脱」よりもそれに対する社会の側の懲罰的反応・排除・拒絶といった社会的反作用が惹き起す「第二次逸脱」の分析の重視 (Lemert, 1967)²⁾、規則違反者と規定され孤立させられることが逸脱的アイデンティティの形成とその永続化の主要な原因となるという強調 (Goffman の用語法によればスティグマ化)、さらにまた、警察・司法機関等による社会統制過程とそうした諸制度へのきわだった批判的関心 (Kitsuse & A. V. Cicourel, 1963)³⁾が挙げられよう。また、ラベリング理論は逸脱現象の生起する社会的状況と過程を分析枠組とすることから、逸脱者と社会的聴

衆⁴⁾(とりわけ社会統制機関)双方の主観的リアリティおよび利害関心を「理解 Verstehen」することを重視し、参与観察法に基づくエスノグラフィと生活史の作成に努力が傾けられてきた。

それでは、以上のようなラベリング理論の相対論的なパースペクティブが、なぜ、従来の実証主義的あるいは機能主義的犯罪学者や社会学者の間に怒りと嘲笑の渦さえ巻き起すことになったのであろうか。逸脱行動を社会的反作用過程との関連から分析しようとするラベリング理論のアプローチは、Becker 自身述べているように、かならずしも斬新なものとはいえないかもしれない⁵⁾。すでにそれ以前から、E. H. Sutherland は犯罪学が「法の形成」「法の違反」そして「違反に対する反作用」の三つの過程を研究対象とすべきことを述べている⁶⁾。また、「社会統制が逸脱を導く」⁷⁾という主張点についても、すでに1938年、F. Tannenbaum が「悪のドラマ化」という語で逸脱行動の増幅回路化の問題を指摘している⁸⁾。さらに理論的系譜を遡るならば、G. H. Mead を祖とする象徴的相互行為理論と、E. W. Burgess, R. E. Park を祖とする生活史的研究法という二つのシカゴ学派の血脈を辿ることができる。さらにいえば、ラベリング理論の発想法は、「われわれはある行為を犯罪だから非難するのではなく、われわれがそれを非難するから犯罪なのである。」⁹⁾という E. Durkheim の犯罪(ひいては逸脱)の定義にまで辿りつくことができるだろう。とすれば、ラベリング理論は逸脱原因の一つの側面を解明するものとして既成の諸理論の中に包摂することも可能であって、これまでの逸脱研究者の間にいささかも物議をかもすことはなかったはずである。

しかしながら、この間の事情を理解しようとするならば、何よりもまず、アメリカ60年代の時代状況を一瞥しておかなければなるまい。貧困・人種問題・公民権運動・ベトナム反戦運動・都市暴動そして大学闘争とつづく60年代の社会的危機は、若い社会学研究者の間に、社会的不正に対する新しい倫理的感性をこれまでにない規模で芽ばえさせ、不平等の撤廃とラディカルな公共政策の提案を可能ならしめる価値関与的な社会学理論への要請を生みだしていった。ラディカル社会学、批判社会学、現象学的・実存主義的社会学、エスノメソドロジー、自己反省の社会学等、これらの社会学運動は価値中立を唱えながらも事実上は官僚制国家の社会工学的用具と化した機能主義社会学と硬直し体制内化したマルクス主義社会学理論への批判を共通点として胎動しつつあった。60年代初期、SSSP に拠った若い社会問題研究者たちのラベリング理論が60年代後半に隆盛をきわめるのは、それがこうした思想運動の先駆的な社会学的営為だったからに他ならない。大学闘争のまさに最盛期であった1967年、ベッカー自身、SSSP の会長就任演説「誰の側に立つべきか」の中で、「今や問題は立場をとるべきか否かではなくして、どちらの立場に立つべきかである」と述べて次のように主張した、逸脱問題研究はかならず逸脱者(underdog)の側かあるいはそれを非難する一般市民の側(overdog)かのいずれかの視点をとらざるをえない以上、研究者は逸脱者の側に立つべきである。なぜなら、現代社会の中には「信頼性のヒラルキー」が厳然と仕組まれており、公共道徳を代表する「勝ち犬」に対して「負け犬」たちは蔑視され、拒絶されて無言の地下世界をなしてきたのだから、と¹⁰⁾。こうした表明に象徴されるように、ラベリング理論家たちは、「負け犬」こそ社会問題について「新しい真実」を語る者として、彼らに自己のアイデンティティを見出そうと努めたのであった。こうした立場(A. Gouldner の命名によれば「負け犬への同一化」¹¹⁾)が、逸脱行動を本質的に望ましからざる行動様式と見做してその原因究明と対策に専念する機能主義者をはじめとする当時の研究者の反発を買ったのはあまりに

も当然のことであった¹²⁾。

けれど、それでは、なぜラベリング理論が当時趨勢であった機能主義理論とりわけ R. K. Merton らのアノミー論の代替理論として、60年代後半以降逸脱問題に関する指導的理論の地位をさえ獲得するまでにいたったのであろうか。現在、ラベリング理論にもとづく理論的研究・経験的調査は膨大な量に達しており、また、その批判もすでに百余の数にのぼる。ラディカル犯罪学 (R. Quinny) であれ、批判的犯罪学 (I. Taylor, P. Walton, J. Young) であれ、マルクス主義的逸脱研究 (S. Hall, T. Jefferson) であれ、ラベリング理論との対決を通してその理論展開を行なっている¹³⁾。また、エスノメソドロジーあるいは現象学的社会学も、そのパースペクティブはラベリング理論と多くの共通点をもっている¹⁴⁾。ラベリング理論の登場は、アメリカ社会問題理論史上、1938年の Merton のアノミー論以来の出来事であった。

ラベリング理論の隆盛は、たしかに60年代の社会的危機にその基盤をもっている。だが、かりに、既存の理論の後退が生じなかったとすれば、新しい理論がそれに対していかに熾烈な批判を展開したとしても、伝統理論との共存をみるにとどまっていたはずである。60年代前半まで君臨していた機能主義理論とその後のラベリング理論をはじめとする逸脱問題の諸理論とのあいだには、その視座構造において、T. Kuhn のいわゆるパラダイム変革にも比すべき断層が見られる。この交替を理解するには、次のような歴史的事実を見落してはならないだろう。60年代の危機は、若い世代の社会学研究者にとってそうであっただけではなく、当時エスタブリッシュメントであったリベラリスト社会学者にとっても大きな危機であった。リベラリスト社会学者とリベラリスト政策立案者はこの時期、数々の福祉国家政策の計画と実施を行ないつつあった。正規初・中等教育の拡充、国庫扶助による高等教育の拡大、補助教育、職業訓練計画等の教育政策、人種的・宗教的・階級的・性的差別廃止をめざす社会政策、社会保障、これら社会改良政策に共通する理念は、競争原理を基軸とする資本主義の社会秩序は「機会の平等化」によって安定の回復と強化を図ることができるという点にあった。こうした福祉国家政策の結果は、1966年のいわゆる Coleman Report¹⁵⁾以後、その大規模な挫折が宣告されることになった。この宣告は、社会問題の根本原因を、競争社会における諸階層に普く浸透した成功目標とその達成のための制度的手段の不整合に見出し、制度的手段の「差別的機会構造」の解決を提唱していた機能主義社会学者、とりわけ Merton, R. A. Cloward, L. E. Ohlin らアノミー論者の理論的挫折をも告げるものであった¹⁶⁾。こうした機能主義理論自体の後退こそ、ラベリング理論をはじめとする数々の批判的理論の簇生の背景をなすものだったのである。

60年代の危機は、しかしながら、政治的・社会的・倫理的危機であっただけでなく、それ以上に「認識論的危機」であった。1972年、K. T. Erikson は「社会学——その青春期」と題して、60年代を次のように回顧している。その10年間は、これまで暗黙の前提とされてきた社会学的思考の概念機構がきわめて脆弱な方法論的基盤の上に成立していたことについて、ラディカルな若い学生も、既成の老いた世代の学者もともに深い懐疑を抱いた時代であった、と。このことばは、逸脱理論の領域からはじまった60年代の社会学の視座転換が、単にそれまでの「秩序中心の視座構造」から「葛藤中心の視座構造」への転換である¹⁷⁾とか、官僚制国家の体制維持と正当化の道具と化した「技術的知性主義」から、社会運動の実践を通して得た社会的リアリティについての新しい感性を重視する「対抗知性主義」(30年代シカゴ学派の知的伝統)への回帰である¹⁸⁾、と

かといってすまずことができないことを示唆している。ラベリング理論がアメリカ社会学のパラダイム変革の一つの契機となりえたのは、その主張が過激でセンセーショナルなものだったからではけってない。この理論が提示したのは、一つの立場の主張ではなく、むしろ一つの視点から開けて見えてくる領域についての方法論であった。これまで社会学的思考がその立脚点と根拠とをもとめてきた、常識の世界の背後に存在する薄明の領域にたいして目を向けなければならないことを指摘したからである。Erikson は、ラベリング学派と称される研究者のなかで、逸脱の問題を単に個別的・微視的なパースペクティブにおいてだけでなく、逸脱とそれに対する社会的反作用の相互交渉過程が全体社会システムのなかで果す統合機能の問題を歴史的なパースペクティブの下で把握しようとした研究者である。また、他にも、たとえば「精神分裂病」という精神医学概念が近代社会の排除原理にもとづくイデオロギーであると唱え、この概念の社会学的解体作業に着手している T. J. Scheff, さらに、逸脱行為によってではなく、その存在自体によって社会から逸脱的地位を与えられ排除されてきた「盲人」の社会史的研究を行なっている R. A. Scott, これらの社会学者は、私たちの常識の世界の背後の領域に照準を定めることによって、近代社会に対する批判的理論の地平を切り拓きつつある¹⁹⁾。ラベリング理論は、現在、私たちの「自明性の世界」の測深という準備作業を通じて、近代社会の秩序原理の構造分析をめざそうとしているのだということができる。60年代の認識論的危機というカオスのなかから出発したラベリング理論が、大洪水の後の明るい廃墟にも似た現在の私たちの前にいかなる視野をくり展げているか、その検討を以下に試みることにしたい。

2. 日常生活の認知的秩序

「自明性の世界」とは何か。それは他ならぬ私たちの日常生活のことである。私たちはふだん、さまざまな状況でさまざまな他者と直接的あるいは間接的に相互行為しあい、意思疎通しあって生きている。彼らが何を感じ何を考えているのか、また何者であるのかを、私たちは、対面的状況においてはそのことば、表情、身振りを通じて、また間接的状況においては伝聞、噂、あるいはマス・メディアなどを通じて、いいかえればさまざまな知覚可能な情報を解釈することによって理解する。私たちのこうした他者の行為の意味の理解には、二つの自明性のレベルがある。彼が微笑み、私が微笑むというように、私たちが共感覚 (sens commun) を分有し、彼の表出行為の意味と私のそれとのあいだに昭応関係が存在する場合、私たちはたがいに直接的な「現前」という自明性の世界に生きている。たとえ、彼が怒っていて、私が彼の怒りをその表情、その身振りによってそれと理解する場合でも、私にそれが可能なのは彼と私に分有する共感覚によってである。さて、もう一つの自明性のレベルにおいて、私は彼がなぜ微笑んでいるのか、あるいはなぜ怒っているのかを理解する。他者の表出行為の理由、意図、目的を、私たちは一定の説明図式にのっとって理解するのである。彼が私に好意を感じて微笑んでいるのだとか、また傷つけられた自尊心のために怒っているのだとか、私たちは私たちの所有する常識 (common sense) によって、それを容易に理解するのである。

この二つのレベルの理解のしかたは、M. Weber がそれぞれ「現実的理解」(あるいは「直接的理解」)と「説明的理解」(あるいは「動機決定的理解」)と呼んだものに相当するが、しかし、それらを単に並列的な区分ですませるわけにはいかない²⁰⁾。というのは、生々とした共感覚によ

る無媒介な「現実的理解」の領域は、常識という媒介（説明図式）によって行なわれる「説明的理解」の領域によって厚く蔽われているからである。今日、私たちの日常生活世界の認知的秩序は、この二つの自明性のレベルが基層と表層というかたちで重層的な構造をなしているのだ。しかも、前者の基層をなす「直接的理解」の領域は、私たちがそれを喪失しては片時も生きていることが不可能であるにもかかわらず、その範囲は肉親、兄弟、友人、仲間ときわめて限られた他者との、しかもきわめて稀な対面的状況においてしか自覚されることがない。他方、後者の「説明的理解」の領域は、おそろしく肥大し、私たちの自他の行為の意味理解において、解釈の過剰といった様相を呈しているのである。

もちろん、私たちは日常、対面的状況であれ間接的状況であれ、安定した相互行為の場においては、他者の行為の理由、意図、目的について、つまり「動機」についてなんら問題とせず、その行為の意味を理解し、しかるべく適切な対応を行なっている。そこでは、説明的理解が習慣化され、ほぼ自動的に行なわれ、それによって私たちの日常生活の認知的秩序が維持されているわけである。この習慣化された説明的理解は、しかし、私たちがしばしば出会う「異常」な行動や事件というものによって驚異あるいは当惑に直面させられる。この驚異こそ、表層の自明性の領域を切り裂き、基層のなまなましい直接的な自明性の領域を開示し、拡大する可能性を孕んだ契機であるのだが、私たちは「異常」な行為者の「動機」を理解しようとすることでその可能性を閉ざしてしまうのだ。なぜなら、（まさにそれはこうした契機によって明らかとなることなのだ）「動機」の理解とは、他者の行為の意味を、自己と他者とが分有する共感覚によって把握しようとする構えとは異なって、それを行為者自身の内的連関において捉えようという志向性を帯びた理解だからである。つまり、「異常」な行動は、行為者の「動機」という「異常」な「内的属性」に起因するものと見做されるのである。

心理学と社会学は、この「説明的理解」という常識の世界に基礎をおきつつ、しかも、それを肥大させてきたいわゆる近代実証科学に属している。「動機」理解のためのボキャブラリーと文法、さらにまたレトリックを私たちに提供するものとして、今日これらの学問は私たちの日常生活世界にますます浸透しつつある。

心理学は「異常」な行為、すなわち逸脱行為を、環境への不適応、たとえば未成熟、疎外感、問題解決能力の欠如などから惹き起こされたいわゆる「社会化の失敗」の結果であると見做し、逸脱者の性格の諸因子の分析と体系化に理論の焦点を定めてきた。一方、社会学は心理学と異なり、逸脱の原因を逸脱者の性格に帰着させるよりも、むしろ、その性格形成に影響を及ぼす社会文化的条件、つまり家庭環境や教育環境に焦点を当て、いかにして逸脱的「動機」が社会の構造的要因ないしは状況的要因によって産出されるかを解明しようとしてきた。前者は逸脱者の「性格因」の、そして後者はその「環境因」の分析を通じて、ともに彼あるいは彼女をそのような行動に駆りたてた「動機」を見出し、私たちにそれを提示してくれるのである。

ラベリング理論がまず第一に解明してみせたことは、いかに精緻化され体系化されようとも、心理学と社会学がめざしてきた理論構築の企てが、その立脚点とその根拠において、私たちの日常世界の常識という認知的秩序の表層の上にしかもそれを肥大させるべく営まれてきたというまさにその点についてなのである。Becker が「逸脱動機が逸脱行動を導くのではなく、まったく逆なのだ」²¹⁾と述べ、また彼と同様に Erikson, Kitsuse らが、「逸脱は行為の内在的性質では

なく、社会の聴衆によって付与された性質である」²²⁾と語る時、彼らは、行為者の「内的属性」と見做されている「動機」が、他者（あるいは自分自身）の行為を説明し理解可能なものにするために仕込まれたひとつの概念装置、いかえれば社会的虚構だということを明らかにしているのである。つまり「動機」は行為者の内部に発見されるのではなく、外部から「付与」されるのであり、この「動機付与」（あるいは「動機決定」）によって、わけのわからぬ行動や事件の「異常」さをその行為者自身の「内的問題」として処理し²³⁾、そうすることによって私たちの認知的秩序の均衡を回復するのである。「動機付与」とは、私たちの日常生活で行なわれる第一のラベリング過程であり、この過程全体は、一種の「排除」のメカニズムによって差動しているのである。

しかしながら、こうした「動機付与」による説明的理解は、歴史的・地理的に普遍に存在する人間理解のしかたであるわけではない。伝統的なフォークロアが「異常」な行為や出来事を鬼神、悪霊、悪魔、魔女などの超自然的な不可視の存在によって説明したことは、私たちの耳目にそれほど古いことではない。「動機」の理解は、「自我」であれ「他我」であれ、行為主体としてまさしく「人間」がプロブレマティックと見做されるようになった近代の人間観の成立以降の時代に属しているのである。その意味で、それは、犯罪が犯罪者の「性格」の「徴表」と見做され、犯罪の本質を犯罪行為そのものよりも犯罪者自身の「犯罪性」に求める、徴表説・行為者主義・性格責任論を基礎とした近代刑法思想とも対応しているのである。したがって、問題は、単に私たちの日常生活の認知的秩序にのみ属するばかりでなく、むしろ、根底においてそれに制約を課している私たちの近代社会の規範的秩序に関する問題である。

3. 逸脱と社会秩序

むろん、これまで、逸脱と社会秩序の関係について論及した社会学理論がなかったわけではない。たとえ、基本的には、逸脱を行為の内的属性と見做し、その原因を行為者の「動機」に求めるという常識的前提の上に立ったものであったにせよ、逸脱者にそうした社会的不適応を起こさせる環境の圧力を問題視することによって、逸脱を社会文化的構造自体の矛盾ないし解体化の「徴候」と診断し、逸脱者はそうした葛藤状況に置かれた人間の「正常」な適応行動の様式であると論じる諸理論がそれである。たとえば、シカゴ学派によって唱えられた社会解体論は、逸脱行動を、社会変動の激しい産業都市生活の解体的側面であると見做し、また Merton の機能主義者によるアノミー論は、先にも触れたように、競争社会ではあらゆる階層に広範に浸透した成功目標とその目標達成のための制度的手段への接近機会とのあいだに不統合が生じ、この不統合による構造的緊張が逸脱行動を生みだすと論じた。さらにその他にも、価値葛藤論、差別的接触論、社会的緊張論等々、数多くの逸脱理論が、逸脱行動を産業社会ないし競争社会の規範的秩序の崩壊現象として論じている。

これら従来の理論がそれぞれ解明しようとしたのは逸脱の社会的要因論にあったが、彼らが暗黙のうちに認めていたのは次のような前提であった。犯罪にせよ、精神障害にせよ、また売春、麻薬中毒にせよ、逸脱問題は社会の「恥部」ではあっても、社会構造の中核を構成する社会の基本的価値自体にはなんら影響を及ぼすものではない。問題は家庭、学校などの社会化機関、警察、保護矯正施設などの社会統制機関の制度的不備の是正と、逸脱者の懲罰、治療、矯正などによる再社会化やリハビリテーションによって解決しうるものである。要するに、社会化の失敗

であれ社会統制の不備であれ、社会の規範的秩序がまだ不完全であるから逸脱問題が生じるのである、と。これらの理論は、ゆくゆくは逸脱行動の諸原因を究明し、それらを除去することによって、社会の完璧な規範体系を確立することを最終的な目標としているわけである。

しかしながら、社会秩序が完璧に機能するようになれば逸脱は生じないという命題ははたして真実であろうか。あるいはまた、機能主義理論が仮定しているように、逸脱は社会構造の逆機能的要素なのだろうか。こうした問いを出発点として、ラベリング理論はまったく異なった視座から新たなパースペクティブを展開していくのである。

ところで、ここに奇妙な事実がある。上述の逸脱理論とりわけアノミー論は、視点を逸脱者個人の問題から社会文化的構造に規定された社会的状況の問題へと転換させ、そのことによって逸脱行動を「正常」な適応行動として捉えた（ということは、社会的状況自体を「異常」として捉えた）のであるが、しかし、逸脱を「正常」と見做す見地には、まったく別のもう一つの論がかつて存在していたのである。それは他ならぬ Merton らのアノミー論の源流である E. Durkheim の次のような見解である。

「犯罪は必然的かつ必要なものである。すなわち、犯罪はいっさいの社会生活の根本的諸条件に結びついており、しかもまさしくそのために有用なのである。なぜなら、犯罪が緊密に結びついている右の諸条件は、それ自体、道徳および法の正常な進化にとって不可欠なものだからである。(略)

通念に反して、犯罪者は、もはや根本的に非社会的な存在、社会のなかによび入れられた一種の寄生的な要素、すなわち同化しえない異物などではなく、まさしく社会生活の正常な主体としてあらわれる。」²⁴⁾

犯罪および犯罪者を「正常」と見做す Durkheim のこの見地は、逸脱と社会秩序の関係について、これまで見てきた逸脱理論とはまったく異なった理論的展開の可能性を孕むものであったが、その言説の特異さのゆえにながいがいだ黙殺されてきた。だが、ここで彼が語っていることを一般化すれば、犯罪を含めて逸脱現象が社会秩序の維持にとってまったく順機能的な要素であるということである。ここに、アメリカ機能主義の祖と目される Durkheim と、Merton らアメリカ機能主義社会学者が、ともに逸脱行動を「正常」と見做しながらも、逸脱と社会秩序の関係についてたがいに正反対の見解を表明しているというきわめてアイロニカルな事実がうかがえるのである。

さて、Durkheim の言説の特異さは、犯罪および犯罪者が社会秩序の統合・維持機能において果す役割を彼があまりにも実体的に述べている点にあるが、彼の視点のフォーカスを犯罪者の側にはなく、もう一方の側、すなわち彼の行為を犯罪と見做す社会の側に移動させるならば、そのパースペクティブはそのままラベリング理論のそれであることが明らかになるであろう²⁵⁾。前に引用した「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生みだす」という Becker のことばは、Durkheim が完成させずにおわった、逸脱と社会秩序の関係に関する理論構築の作業の開始の合図だったのである。この点をくわしく見てみよう。

逸脱は社会の規範的秩序にとって周縁的な現象、つまり社会の中心的価値といささかも関係をもたない社会現象であるのではない。むしろ、およそ中心が成立するためには周縁の成立が不可

欠なのであり、その意味で、逸脱とは秩序の存立にとって必須の、社会の規制的領域の境界を明確に画定するという象徴的役割を付与されて社会自体によって産出されるものなのである。Eriksonはこのことを次のように述べている。社会はそれを取巻く広大な環境のなかで、成員間に明確な活動領域とその行動に一貫性と安定した斉一的なパターンを保持させるように組織された諸関係のネットワークである。人間行動の範囲は潜在的にあまりにも広範かつ多様であるため、社会は成員の行動の流れが明確な文化的テリトリーの内部で循環するようにその流れを領域内に制限しようとする。そして、この境界を刻印づけるものとして社会の内部に見出しうる唯一の資料はその成員の行動であり、その機能をもっともよく遂行する行動が逸脱行為なのである。というのは、逸脱行為が社会生活の経験の内部に識別しうるもっとも極限的な行為を表象するものだからである。この意味において、逸脱者を一方とし、統制機関をもう一方として、両者によって行なわれる交渉が「境界維持メカニズム」である。この交渉は社会の規範が管轄権限をもった領域の外部区域を刻印づけることによって、社会がその明確な構造と文化的統合を失わぬように機能しているのである、と²⁶⁾。

かくして、逸脱は社会秩序の形成と維持にとって重要な役割を演じているのであり、社会秩序が完璧であれば逸脱問題は消滅するという既成理論の暗黙の前提は廃棄されなければならない。ここから、ラベリング理論は逸脱と社会秩序の関係について新しいパースペクティブを展開していくことになる。そしてそれはまず、逸脱研究を行為論レベルから認識論レベルへと掘り下げることから始められなければならないのである。

私たちはこれまで、逸脱と逸脱行為という語のあいだになんら区別をもうけず、二つを互換的に用いてきた。これは、ラベリング理論を含めて、従来の逸脱研究の範例とされてきた用語法である。だが、実は、そこに私たちの認識の暗黙の時代的・文化的制約が存在するのである。逸脱の問題を逸脱行為の問題にのみ限定して考察しようとする行為論的研究の構えは、次のような態度にもとづいている。逸脱研究は、犯罪であれ非行であれ、その主体として人間個人を非難するのではなく、犯罪者や非行少年はあくまで分析の関係点にすぎず、逸脱行為を社会文化的条件との関係枠において考察することを課題とするのだ、という態度である。逸脱者に対する私たちの非難を回避させるべく、逸脱の問題を逸脱行為にのみ限定して捉えようとしてきた研究者のこのヒューマニスティックな態度は、卓近な例では、「不良」少年ということばを禁止し、それに替えて「非行」少年ということばを世間一般に定着させてきた。だが、私たちの行為理解の様式が「動機付与」的理解である以上、私たちの関心は常に行為者の「性格」に向かわざるをえないのであって、そうしたいいかえも結局は無意味なものにすぎない。むしろ、研究者のそのような感傷的ヒューマニズムが、逸脱と社会秩序の関係の次のような認識論的性質から目をそらす結果となってきたといわざるをえないのである。

社会は人間や事物の体系的秩序づけと分類によって成立している象徴体系であり、名づけえぬもの、異例なもの、曖昧なものに対する命名とカテゴリー化を通じて、無秩序と混沌から絶えずみずからの象徴体系を防禦しようとする。これが境界維持システムとしての社会の存立原理であり、したがって、逸脱とは単にある人間の行為だけではなく、その人間の外貌、あるいは存在自体にさえ、もしそこに象徴体系の境界を侵犯する徴表が識別されるならば、その人間に対して付与される性質なのである。犯罪、非行などの行為を犯した者だけでなく、身体障害者、精神病者

などに対しても逸脱者のラベリングが行なわれるのはそのためである。逸脱というラベリングは単なる命名やカテゴリー化ではなく、社会にとって正規の分類図式から拒否されたいわば「剰余」ともいうべき普遍的なカテゴリーに、人間を分類することなのである。これがラベリング過程の認識論的性質である。

これまで、近代社会は伝統社会と異なって個人が何者で「ある」ということよりも、何を「する」という評価基準、すなわち「帰属本位」よりも「業績本位」の価値原理にもとづく社会であるとしばしばいわれてきた。しかしながら、そうした価値原理もあくまで体系の内部においてのみ通用するのであって、その境界の外に対しては「帰属本位」の価値原理が貫かれているのである。それゆえに、ひとたび逸脱者のカテゴリーに帰属させられた人間は、道徳的劣性と社会的に有害で危険だという地位特性を付与され、この特性が Becker のいう「主位的地位特性」²⁷⁾、あるいは Goffman のいう「スティグマ」²⁸⁾となって、その人間の性格の全領域にわたる特徴であると見做されるのである。逸脱者のいわゆる社会的危険性とは、近代刑法思想が唱えるように単に彼あるいは彼女の行為のもたらした害悪の結果や将来のその可能性にあるのではなく、社会がみずからの象徴体系を無秩序と混沌から防禦しようとする、その無秩序と混沌自体がもつ「汚れ」と危険な「潜在的能力」とを象徴するものなのである。さらに、そこには、不安・恐怖・憎悪・軽蔑の潜在的感情が付随しているだろう。このような逸脱というラベリングの本質を理解するならば、逸脱問題とは逸脱行為自体の問題である以上に、パラドキシカルな意味で、より逸脱者の問題なのである。一度犯罪を犯した者を危険人物視する世間一般の通念を前近代的な偏見としてのみ捉え、それを単に非難するにとどまってきた逸脱研究者は、逸脱と社会秩序の関係の本質を看過することによって、理論的限界だけでなく、そのヒューマンイズムの限界に直面しているのである。問題解決の方策はそのような楽観的な視野からはけっして見出すことは不可能なのである。

4. 近代社会批判の地平

ラベリング理論には逸脱原因論が不在である。これがさまざまな立場の論者たちが共通してこの理論に対して投じる主要な批判点である²⁹⁾。「社会統制が逸脱を導く」というラベリング理論の命題は、犯罪や非行を犯した者が告発、逮捕、裁判、判決、刑執行などの社会統制過程によって一般社会から拒絶され孤立することによって逸脱的アイデンティティを形成し、それによって累犯をかさねていくという社会心理のプロセス、つまり「第一次逸脱」から「第二次逸脱」へと進行する逸脱の増幅回路化に及ぼす社会統制の影響を説明するものにすぎない。かりにこの命題が、法律や規則などの規範体系と統制メカニズムが存在しなければ、社会に逸脱は存在しないなどという意味であれば、何も語らないにひとしい。逸脱理論の中心的課題は原因論の究明にあるのであって、ラベリング理論はまだ理論として未成熟である、と。

「性格因」であれ「状況因」であれ「構造因」であれ、これまですべての逸脱理論がなんらかの逸脱原因を提出してきた。たしかにラベリング理論には、それらの理論が共通に発する「なぜ逸脱が生じるのか」という決定論的な問いがない。しかしながら、逸脱原因論とはいかなる問いであろうか。それは、他のさまざまな原因論とは異なって、結局のところ、「悪い」のは誰か、個人なのか社会なのか、という問いに他なるまい。要するに、逸脱原因論とは有責性の所在をめ

ぐってなされる議論なのである。また、それゆえにこそ、逸脱問題の社会学は社会批判、文明批判の機能も果せば、既存体制の正当化に寄与するイデオロギーにもなってきたのである。SSSPの旧世代に属した Gouldner は Becker に批判を集中させながら、次のように述べている。たとえ意図的ではないとしても、彼は「負け犬」の立場に立って社会統制機関がいかに彼らにひどい処遇を行なっているかを暴露することによって、かえって「勝ち犬」つまり支配層とその官僚主義的福祉国家体制の強化と正当化に貢献しているのだ、と³⁰⁾。この批判は、ラベリング理論の上述の「社会統制が逸脱を導く」という命題が逸脱原因論として局所的であることが誘発する批判といえよう。なぜなら、逮捕、刑執行、保護観察、あるいは矯正教育、治療を行なう諸機関は、国家全体の社会統制メカニズムの下部組織であり、その管理者は真の「権力エリート」ではなく単にその「エージェント」にすぎないからである。Gouldner のように既存の社会体制の全面的批判をめざす社会理論家にとってラベリング理論が不満足であるのは、逸脱問題は社会体制自体の矛盾から生ずるのだとする「構造因」論がこの理論には不在だという点に由来しているわけである³¹⁾。

しかしながら、逸脱問題の理論的研究はかならず原因論をめざして展開されなければならないのであろうか。そもそも逸脱原因論はその論者の問題意識の遡行的な志向性によって制約され、しかも罪責論自体を前提とするまさにそのことによって、「罪」がいかにして社会的に構成されるかという問題、ひいては社会の道徳的意識の形成の問題については理論的展開の可能性を閉ざしているのではなかろうか。ある社会のなかでなんらかの行為（者）が逸脱行為（者）というレッテルを貼られるその状況と過程について、その総体を時間的展望において把握していこうとするラベリング理論のアプローチは、誰が「有罪か」という議論にコミットしない。むしろ、その議論自体を対象として扱う。その意味において、これまでの社会体制批判のいかなる見地にも政治的立場にも関与しないのである。ラベリング理論は単に「ラディカル」なだけで所詮は「リベラル」な価値中立の社会学にすぎないと既成左翼から批判を受ける理由もここに由来する³²⁾。だが、形骸化した体制批判用語が氾濫して言語パニックの状況を呈している現在、「必要なのは、体制批判ではなく、そのための原点」³³⁾であろう。

それでは、ラベリング理論はいかなる「原点」を提示しているのか。D. Matza は従来の逸脱理論を「矯正的アプローチ」と呼び、これと対比させてラベリング理論を「自然主義的アプローチ」と名づけるが³⁴⁾、その方法論的基礎をなすのは社会現象としての逸脱問題を自然過程に属するものとして「直接的理解」によって把握しようとする態度である。これは、いうまでもなく、社会現象をアナロジカルに自然科学的用語で記述し分析することではない。自然現象には「罪」も「罰」も存在しない。人間的現象としてのみ存在する「罪」と「罰」はどのような象徴的相互行為過程として成立しているのか。さらにまた「罪」と「罰」が人間的現象として歴史的・地理的に普遍であるとすれば、その現象形態はさまざまな社会形態の相違によってどのように異なるのか。これがラベリング理論のもっとも根底にある〈問い〉である。まさにこの〈問い〉から出発するがゆえに、逸脱現象の存在しない理想的な社会秩序というものを想定しないラベリング理論は、逸脱原因論によりも、社会形態の相違にもとづく逸脱現象の取扱われ方の相違に関心を集中させるのである。そしてその現実的課題は次のようなテーマである。

いかなる社会もその秩序形成と維持のためにその成員の一定部分に逸脱的役割を負わせるのだ

とすれば、とりわけ、私たちの社会はそのようにして逸脱者の地位を与えられた人びとをどのように取扱っているのだろうか。ラベリング理論の社会体制批判のパースペクティブもここから切り拓かれるのである。私たちの社会統制メカニズムがいかなる構造原理によって差動しているか、いかにしてそれを変革しうるか。この問題は、他のあらゆる社会における逸脱と社会秩序の関係についての総合的理解を得てはじめて最終的な解答が可能な問題であるだろう。また、他の社会の統制メカニズムに関する資料にもまして、私たちの日常生活のなかに浸透するいかに瑣末なラベリング過程についても事例研究を不可欠とするだろう。こうした体系的な理論構築の作業を企図して、ラベリング理論は、以下に素描するような見取図を準備しているのである。

Erikson が指摘しているように³⁵⁾、さまざまな社会のなかには、逸脱を若者の自然な行動様式、つまり成人期に入るための通過儀礼を経ることによって放棄される、過渡的な一種の探求行動であると見做している社会がある。また、ほとんどすべての社会成員に特定の季節または一定の期間、逸脱行為に参加する権利を認めている社会、さらにまた、その社会の通常の規範にことごとく反する振舞いを行なうことを社会的役割とする特定の集団を形成している社会が存在する。それらの社会に共通していることは、人びとが永久的に逸脱者のスティグマを押されて逸脱的地位にとどまることなしに、逸脱経歴から離れ、通常的生活生活に復帰するためのメカニズムが存在することである。このメカニズムがいかなる原理にもとづくものであるか、Erikson はなんら語ってはいないし、また、ラベリング理論はその解明の段階に到ってはいない。しかし、おそらく、このメカニズムは、社会が逸脱自体に肯定的な存在論的価値を与えていることに由来するであろう。逸脱とはそもそも無秩序と混沌の隔離による社会の象徴的秩序の創造にもなう産物であり、そこに凝集された潜勢力を社会はその秩序の再生のために解放しようとする。それらの社会に共通するのがこうした循環的な統制メカニズムであろうことを示唆することはできよう。

それに対して、私たちの近代社会はその逸脱人口の圧倒的部分を青年層と低所得階層から引き出し、彼らに固定した逸脱的役割を担わせる傾向がある。また、私たちの社会の統制メカニズムは、いわば「標準化」と「無効化」のメカニズムによって特徴づけられている³⁶⁾。逸脱者がより「正常」な行動を行なうことが可能となるまで、彼らを一定期間、社会の周縁領域にとどめて「矯正」ないし「治療」を施す。これが「標準化」のメカニズムである。単に逸脱者の行為だけでなく、その外見・存在自体を、私たちの標準的な生活様式のカテゴリーに同調するように規格化するのである³⁷⁾。また、「無効化」のメカニズムは、社会の秩序体系に適合しない逸脱現象の現実性を否認し、逸脱者を永久に境界の外部に隔離する。彼らは私たちの日常生活世界と無縁で下等な地位に属するものと見做され、認知的に抹殺されるのである。「標準化」にせよ「無効化」にせよ、私たちの社会統制メカニズムは逸脱現象それ自体の存在論的価値を認めない。これら二つのメカニズムのうちいずれを優先させているかには程度の違いはあるとしても、そうした機能を遂行する社会制度として設置されているのが、刑務所、少年院、精神病院、身(心)障害者施設、養護学校と呼ばれる収容施設である。

社会統制メカニズムは社会の象徴的秩序の境界維持メカニズムであり、秩序の境界画定の機能を担うことによって、逆にその社会の内部構造自体に固有の性格を付与しているであろう。近代的人間観にもとづく私たちの社会についていえば、逸脱者というアウト・カーストを産出することによって、その体系の内部構造としてもっとも複雑なカースト制度にも酷似した、社会階層間

の帰属的・象徴的な区別にもとづくいわば「オープン・カースト制」と呼ぶべき、新たな身分制度を生みだしているだろうということである。というのは、「標準化」と「無効化」のメカニズムは、その強度において体系の外部に対するほどではないとしても、その内部の諸階層間の境界維持のメカニズムとして差動しているからである。つまり、前者は、新入者に対してその階層に適合する社会的性格を付与することによって階層自体の再生産および社会移動のメカニズムとして、また後者は、他の階層に対する排斥と隔離によって自己の階層の統合と強化のメカニズムとして、ともに社会階層の維持と正当化の機能を担っているのである⁸⁸⁾。こうして社会階層のヒエラルキー構造は、人間生態学が明らかにした諸階層の住み分けとはいささか異なった論理にもとづいてではあるが、まさしく社会地誌的分析を必要とするものとして成立しているのである。

かくして、ラベリング理論は、私たちの日常生活レベルから全体社会レベルにわたる広範な統制メカニズムの検証を通じて、近代社会の秩序原理に対する根底的な〈問い〉を突きつけようとしている。これがこの理論の今後の展開によって果されるべき課題である。もちろん私たちの社会とは異なった秩序原理にもとづく伝統社会や未開社会へのノスタルジアやエキゾチズムは禁じなければならないとしても、近代社会に代替されるべき社会への飢渴こそがこの理論をその感情構造において支えているものであることは見失われてはならないだろう。

註

- 1) H. S. Becker; *Outsiders—Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press, 1963. p. 9.
村上直之訳『アウトサイダーズ』(1978)新泉社。17頁。
- 2) E. M. Lemert; *Human Deviance, Social Problems and Social Control*, Prentice-Hall, 1967. esp. chap. 3.
- 3) J. I. Kitsuse & A. V. Cicourel; "A Note on the Use of Official Statistics," in *Social Problems*, 11 (1963). pp. 131-139.
- 4) Erikson の用語法。彼のラベリング・アプローチは逸脱現象を基本的に逸脱者と一般社会とのコミュニケーション過程として捉えようとするところに特徴がある。K. T. Erikson; "Notes on the Sociology of Deviance," in *Social Problems*, 9 (1962). pp. 307-314.
- 5) H. S. Becker; "Labelling Theory Reconsidered", in *Outsiders*, Free Press, 1973. p. 178.
- 6) E. H. Sutherland et al.; *Principles of Criminology*, 1960. 平野竜一他訳『犯罪の原因—刑事学原論 I』(1960), 有信堂。3頁。
- 7) E. M. Lemert; op. cit. p. ix.
- 8) F. Tannenbaum; *Crime and the Community*, 1938, p. 19f.
- 9) E. Durkheim; *De la division du travail social*, 1893. 田原音和訳『社会的分業論』(1971), 青木書店。82頁。
- 10) H. S. Becker; "Who's Side Are We on?," in *Sociological Work*, Aldine Publish Company, 1970. pp. 123-134.
- 11) A. W. Gouldner; "The Sociologist as Partisan: Sociology and the Welfare State," in *For Sociology*, Pelican Bks. 1975. p. 29.
- 12) R. K. Merton は、Becker の逸脱の定義について、「社会問題の社会的起源」を論じたものとしては不十分なものにすぎないと皮肉な口調で述べている。彼はラベリング理論の視座を従来の逸脱原因論のなかでしか理解していない人びとの代表といえよう。R. K. Merton 「社会問題と社会学理論」(1966)。森好夫他訳『社会学理論と機能分析』所収、青木書店、1969。420頁。
- 13) R. Quinny (ed.); *Crime and Justice in Society*, Little Brown, 1969. I. Taylor et als.; *The New Criminology*, Routledge, 1972. S. Hall et al. (ed.); *Resistance through Ritual*, Hutchinson, 1975 を参照のこと。

- 14) E. M. Schur; *Labeling Deviant Behavior*, Harper, 1971. pp. 132-136. 仲村祥一「犯罪とわれわれ——ラベリング論をめぐって」『熊本大学法文論叢』第34巻, 1974. 65頁。
- 15) J. S. Coleman et al.; *Equality of Educational Opportunity*, U. S. Government Printing Office, 1966.
- 16) アノミー論の理論的矛盾についての批判は次の論文を参照されたい。村上直之「マートン『社会構造とアノミー論』の再考察」『京都大学教育学部紀要』第24号, 1978年。70—85頁。
- 17) 高橋徹; 『ラディカル社会学』運動』『思想』1973年5号, 109頁。
- 18) N. J. Davis; *Sociological Constructions of Deviance*, Brown Company, 1975. p. 167f.
- 19) Erikson は, 17世紀アメリカの植民地においてピューリタンのコミュニティ統合に果たした数々の犯罪事件の社会的機能の問題を, その社会史的研究の著作のなかで論じている。K. T. Erikson; *Wayword Puritans*, Wiley, 1966. また, Scheff らの理論的作業は, いわば「社会学の精神医学への侵入」と評すこともできよう。T. J. Scheff; *Being Mentally Ill*, Aldine, 1966. R. A. Scott; *The Making of Blind Men*, Russel Sage, 1969.
- 20) Weber の2つの「理解」の様式は, 彼と相互影響の関係にある K. Jaspers の「了解」と「説明」の2様式に対応しており, この小論には Jaspers の区分法の方が適当であるかもしれない。彼は「(静的および発生的) 理解には何の理論もなく, 実際に経験された精神生活についていえるのであって, 直接与えられたもののみ関係する。説明は理論的観念や考えてつけ加えられたものなくしてはやって行けない。」と述べている。M. Weber; 『社会学の基礎概念』(1921), 内藤莞爾他訳, 角川文庫, 1953. 14頁。K. Jaspers; 『精神病理学原論』(1913), 西丸四方訳, みすず書房, 1971. 29頁。
- 21) H. S. Becker; op. cit. 同訳書。60頁。
- 22) K. T. Erikson; op. cit. pp. 307-314. J. I. Kitsuse; “Societal Reaction to Deviance”, in *Social Problems*, 9(1962), pp. 247-256.
- 23) たとえば, 「動機」を幼児期体験の「歪められた抑圧衝動」に見出す精神分析理論にせよ, それを家族関係の問題として捉える家族力動論にせよ, ひいてはその家族の置かれた社会階層の問題として説明しようとする社会学理論にせよ, 問題自体をひとたび「内面化」することによって理解可能なものにしようとする。これは, 他者の行為の理解に対してだけでなく, 自らの行為の場合にも当てはまる。その意味で, 私たちは現在「内面化の時代」に生きているということができよう。
- 24) E. Durkheim; 『社会学的方法の規準』(1895), 宮島喬訳, 岩波文庫, 1978. 158頁, 160頁。
- 25) もちろん, Durkheim の最大の関心は, 犯罪(者)それ自体に対してではなく, 後にラベリング理論がまさにその問題をこそ継承することになる, 社会秩序の中心をなす道徳意識の社会的構成の問題にあったのである。
- 26) K. T. Erikson; “Notes on the Sociology of Deviance”, in H. S. Becker (ed.); *The Other Side*, Free Press, 1964, p.13
- 27) H. S. Becker; *Outsiders*, p.33.
- 28) E. Goffman; *Stigma*, Prentice-Hall, 1963.
- 29) B. Fine; “Labelling Theory,” in *Economy and Society*, vol. 6, no. 2, 1977. pp. 166-193. Fine は, ラベリング理論の問題点として, 原因論の他に, 逸脱の定義論および構成論の2つを挙げている。
- 30) A. W. Gouldner; op. cit. p. 50f.
- 31) Gouldner は, ラベリング理論の批判を通じて生みだされた I. Taylor, P. Walton らの「批判的犯罪学」に替辞を表明している。だが, この理論は, 逸脱行為とそれに対する社会的反作用過程を重視しながらも, 逸脱行為の起源を第一の課題とすることによって, 結局は, 従来の逸脱原因論とりわけ「構造因」論と同様の論理的帰結に辿りつくであろう。I. Taylor et als.; op. cit. esp. “Foreword,” by A. W. Gouldner. pp. ix-xiv.
- 32) マルクス主義からの批判は, M. Mankoff; “Power in Advanced Capitalist Society,” in *Social Problems*, 17 (1970). pp. 418-430. A. Liazos; “The Poverty of the Sociology of Deviance: Nuts, Sluts, and Preverts,” in *Social Problems*, 20 (1972). pp.103-120.
- 33) 仲村祥一; 前掲論文。53頁。

- 34) D. Matza; *Becoming Deviants*, Prentice-Hall, 1969. pp. 15-24.
- 35) K. T. Erikson; *op. cit.* p.19f.
- 36) R. A. Scott; "Framework for Analysing Deviance as a Property of Social Order," in *Theoretical Perspectives on Deviance*, Basic Bks. 1970. pp. 20-29.
- 37) R. A. Scott; *Ibid.* p. 25f. この「標準化のメカニズム」が身体的欠陥に適用された例として、義眼・義肢を挙げることができる。これらの器具はなんら実用的効果をもたないという点で、このメカニズムの真の機能をよくものがたっている。これらの使用によって身体的欠陥は蔽われるが、それは障害者を社会の象徴体系のカテゴリーに擬装的に同調させることによって体系の秩序自体を防禦しているにすぎない。
- 38) Goffman は、「身分」を「一貫性のある、扮飾され、整然とした、適切な行動パターン」であって、「物理的」なものではないと述べ、現代社会においては自己表現の様式が諸社会階層によって多様に異なることを詳細に記述している。この自己表現の様式は、社会階層の帰属的・象徴的な区別のための徴表として機能しており、家庭・学校等の社会化機関を通じて学習いかえれば再生産されているのである。E. Goffman; *The Presentation of Self in Everyday Life*, Doubleday, 1959. 石黒毅訳『行為と演技』誠信書房, 1974。

本論文は1977年10月「第4回日本犯罪社会学会」(於名古屋)で発表した「アノミー論とラベリング論」を骨子としており、「マートン『社会構造とアノミー』論の再考察」(1978年度本学部紀要第24号)と併せて一編をなすものであることを付記しておきたい。

(本学部助手)